平成２６年（フ）第１１１号
新潟県新発田市中央町１丁目５番13号　コーポ和泉103
債務者　熊倉　　忍
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２７年（フ）第２１号
函館市昭和２丁目23番27号
債務者　中浜　恒雄
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
函館地方裁判所
平成２６年（フ）第１３５号
岐阜県大垣市静里町1162番地１　第12昭和ビルＡ－７
債務者　タイガー繊維こと　久保　逸雄
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２６年（フ）第１３６号
岐阜県大垣市静里町1162番地１　第12昭和ビルＡ－７
債務者　タイガー繊維こと　久保　光子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２７年（フ）第１号
和歌山県田辺市江川９番35号
債務者　土井　貴正
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２７年（フ）第９号
三重県伊勢市御薗町王中島736番地23、前住所三重県鳥羽市松尾町781番地１
債務者　世古　智美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２６年（フ）第１３１６号
さいたま市岩槻区東岩槻６丁目10番地２　清賀荘101号
債務者　関　　明
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第２７号
さいたま市南区別所２丁目37番23号　ドミトリー中浦和207号室
債務者　細渕　良夫
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第４０９号
愛知県碧南市新川町４丁目30番地
債務者　杉崎　英行
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２６年（フ）第５５６号
大阪府岸和田市岸城町28番29―201号
債務者　**徳**田真知子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第５６７号
大阪府阪南市和泉鳥取1133番地の２
債務者　千盤　邦江
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２２号
大阪府岸和田市八阪町３丁目４番３号フォーレス下松Ａ101、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷西７丁目20番14号
債務者　黒木　芳子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２７号
大阪府和泉市幸２丁目６番26―304号
債務者　秋本　直彦
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第３０号
大阪府泉南郡熊取町五門東１丁目10番19号
債務者　中岡留美子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第３２号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1413号、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目22番３号
債務者　小坂　勝次
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第３３号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1413号、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目22番３号
債務者　小坂　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第１号
大分県杵築市山香町大字野原1618番地２
債務者　曽根崎　明
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係